

5 分権型行財政システムへの転換

現状と課題

●実践の段階を迎えた地方分権

地方分権実現への機運の高まりを受けて、1995年(平成7年)7月に、分権を進めるための基本的な枠組みと手順を定めた「地方分権推進法」が施行され、分権は理念から実践の段階を迎えています。

国では、推進法に基づく取組みが行われていますが、分権を着実に実行するためには、地方の立場からの具体的な提案や世論の支援が必要です。

●新たな県・市町村関係の構築

多様化する県民ニーズに応えるためには、市町村の自主性・自立性を尊重しつつ県機能の純化・強化を進め、分権の時代にふさわしい新たな県と市町村の関係を構築することが求められています。

●県域を越えた行政課題への対応

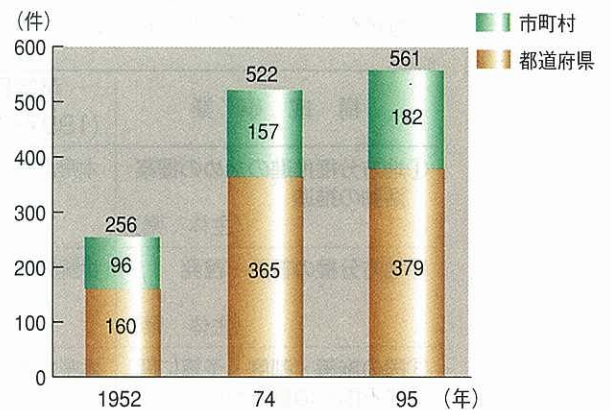
地方分権の進展に伴い、首都機能移転問題など県域を越えた広域的な行政課題についても、関係自治体が連携して対応していくことが必要となってきます。

●行政システムの改革

常に新たな県民ニーズに応じていくためには、公・共・私の役割分担の明確化とともに、財政の健全化や行政組織・機構の改革、人材の育成による時代に即応した行政機能への転換、また、県民参加の充実や公正で透明性の高い県政の確立などにより、質の高い行政サービスが県民に提供できるよう、より簡素で効率的な行政システムへの転換が課題となっています。

※機関委任事務数の推移

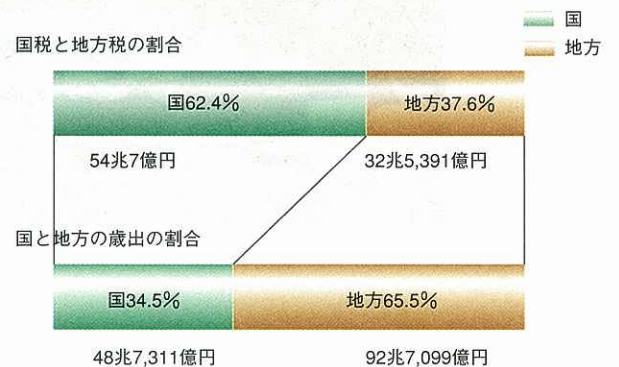
地方自治法の別表に掲げられた事務—法律単位



(資料 地方分権推進委員会事務局

「地方分権推進委員会第一次勧告関係資料」96年12月)

税収と歳出規模の割合(94年度)



(資料 自治省「地方財政の状況」96年3月)

※機関委任事務…国の行政事務のうち、法令によって地方公共団体の機関(知事、市町村長及びその他の執行機関)に委任された事務をいい、主務大臣の指導監督のもとで事務執行にあたる。都道府県が行う許認可の8割、市町村が行う許認可の3~4割を占めているともいわれている。

(1) 国・地方間の行財政システム改革の推進

国と地方の役割分担の見直し、機関委任事務制度の廃止と住民に身近な権限の地方への移譲、地方税財源の充実など、分権型の行財政システムを確立するための取組みを進めます。

主要施策 国・地方間の行財政システム改革の推進

308

地方分権の推進状況に応じ、国等への働きかけを進めるとともに、シンポジウムの実施など、地方分権の普及・啓発に努めます。

構成事業	事業目標 (1997~2006)	事業計画		現況
		2001まで	内容	
①地方分権推進のための提案活動の推進 (主体：県)	本県意見の反映	同 左	・国等への提案活動の実施	随時実施
②地方分権の普及・啓発 (主体：県)	世論の喚起	同 左	・シンポジウム等の実施	シンポジウム開催、普及パンフレット作成
③国の施策・制度・予算に関する国への働きかけ (主体：県)	本県意見の反映	同 左	・県政運営上の重要事項に関連した国の施策・制度・予算の改善へ向けた働きかけ	毎年度実施



地方分権シンポジウム

(2) 県と市町村との役割分担の明確化と連携の強化

市町村の特性に配慮した権限移譲、新たな財政関係の構築、事務手続きの改善など県と市町村の役割分担や機能を踏まえた改革を進めるとともに、人材の育成・確保、広域行政課題への支援など、県と市町村の連携による自治の基盤強化を図ります。

主要施策 県・市町村間の行財政システム改革の推進

309

市町村と共同で設置した「県・市町村間行財政システム改革推進協議会」において、地方分権の時代にふさわしい県と市町村の関係の構築に向けた取組みを進めます。

構成事業	事業目標 (1997~2006)	事業計画		現況
		2001まで	内容	
①「県・市町村間行財政システム改革推進協議会」の運営 (主体：県、市町村)	新たな分権型社会にふさわしい県と市町村の関係の構築	権限移譲の推進	・まちづくり、福祉・保健・医療に関する権限など段階的に移譲	権限移譲 44項目 284事務
		新たな財政関係の構築	・市町村振興事業会計を新制度に改組 ・検討状況に応じその他助成事業等を改組	市町村振興事業会計による支援 123億6,300万円
		事務手続、県の関与の整理、合理化	・事務改善指針に基づく事務手続、県の関与の整理、合理化の実施	事務改善指針の作成
		広域行政等市町村の連携システム構築	・広域行政機構の活用を含め、個別行政分野ごとの連携システムの構築	
		政策形成における連携	・政策形成過程における市町村参加システムの構築 ・新たな政策課題に係る共同研究・実施体制の整備	総合計画策定等への市町村参加の実施 附属機関100のうち、市町村参加53機関
		職員交流制度の充実	・職員交流システム要綱等の見直しによる交流の充実(97年度から) ・職員交流に関する情報システムの運用(98年度から)	19市18町村 133人
		職員研修の連携強化	・県と市町村研修センターによる共同研修体制の整備(97年度まで) ・共同研修等の実施(98年度から)	

(3) 自治体間の広域的連携の推進

ますます広域化、複雑化する広域的課題の解決を図るため、関係都県や政令市との首脳会議などを通じた協議、検討、事業推進など協調した取組みを進め、必要に応じて国にも働きかけていきます。

主要施策 広域的行政課題への取組み

310

関係都県や政令市との首脳会議など協調行政推進体制を充実し、首都機能移転への対応を含めた広域的課題への取組みを図ります。

構成事業	事業目標 (1997~2006)	事業計画		現況
		2001まで	内容	
①関係都県や政令市との協調行政の推進 (主体：県、関係都県市)	広域的行政課題の解決	関係都県市と協調した取組み	七都県市首脳会議、三首長懇談会、山梨・静岡・神奈川県三県広域問題協議会等での検討	七都県市 年2回開催 三首長 年1回開催 三県協議会 年3回開催

(4) 行政システム改革の推進

社会の変化や新たな県民ニーズにそった施策が展開できるよう、常に、行財政運営の簡素・効率化を図るとともに、組織・執行体制の見直し、職員の適正配置、人材育成に取り組みます。また、行政手続制度の適正な運用により、公正で透明な行政を進めます。

《主な取組み課題》

- ・ 財政力に見合った歳出規模の確立
- ・ 県債依存体質からの脱却
- ・ 時代に即応した組織・執行体制の再構築
- ・ 職員の適正配置の推進
- ・ 第三セクターの見直し

関連する施策一覧

(「Ⅶ 共に生きる参加型社会をめざして」の分野)

(1) 自己実現がより可能となる社会づくり

- ・ 県民運動の推進
- ・ 県民センターの施設整備

(2) 男女共同参画社会の実現

- ・ 女性行政の連携の推進
- ・ 女性問題の啓発普及
- ・ 女性センター事業の推進

(3) 開かれた県政づくり

- ・ 新聞等による広報活動の推進
- ・ 広聴事案処理システムの推進
- ・ 県立公文書館事業の推進

(4) 情報政策の新たな展開

- ・ 情報システムの運用・改善
-



私達の宝物・川

私達の住む沢井には、沢井川が流れています。川には川虫がたくさんいて、魚も泳ぐきれいな川です。他の川もきれいになってほしいという願いをこめてかきました。

藤野町立沢井小学校 第6学年
 中沢 由紀子 (なかざわ ゆきこ)
 (「21世紀(あす)の神奈川」絵と作文コンクールから)